

令和7(2025)年度
個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業
補助金申請の手引き

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 次の場合は、本補助金の対象になりません。
 - ・本補助金の交付決定前に、工事に着手した場合
 - ・国から経費の全部又は一部を補助されるもの
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

【目 次】

1	事業の概要	- 2 -
	(1) 目的	- 2 -
	(2) 補助の概要	- 2 -
	(3) 補助事業の手続きの流れ	- 5 -
2	交付申請	- 6 -
	(1) 受付期間	- 6 -
	(2) 申請書の提出	- 6 -
	(3) 交付決定	- 7 -
3	事業実施	- 7 -
	(1) 補助対象事業着手	- 7 -
	(2) 補助対象事業の内容変更	- 7 -
	(3) 補助対象事業の廃止	- 8 -
4	実績報告等	- 8 -
	(1) 実績報告	- 8 -
	(2) 完了検査	- 9 -
	(3) 補助金の額の確定	- 9 -
	(4) 補助金の請求	- 9 -
	(5) 補助金の経理等	- 9 -
5	補助対象事業終了後における申請者の責務等	- 9 -
	(1) 導入設備の利用状況報告書の提出	- 9 -
	(2) 環境価値の取引の制限	- 9 -
	(3) 取得財産の処分の制限	- 9 -
6	記入例	- 10 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、補助金を交付することにより、県民による太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な導入を促進し、県内における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。

(2) 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

県内の自己居住用の住宅に、新たに太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する県民で、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 県税の滞納がないこと
- ・ 暴力団排除にかかる誓約ができること

※ 補助対象者の代わりに、太陽光発電設備等を設置する者等を手続代行者として、交付申請・実績報告・事業変更の承認申請・事業の廃止届出等の事務手続を進めることができます。

※ 手続代行者が手続の代行を通じて知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うこととします。

※ 不正行為が認められたときは、手続代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間手続の代行ができないものとします。

② 補助対象設備※

太陽光発電設備及び蓄電池

※ 太陽光発電設備・蓄電池の一体的導入かつどちらも補助要件を満たす場合に限り補助対象（それぞれ単体の導入は補助対象外）

③ 補助要件

【共通（太陽光発電設備・蓄電池）】

- (1) 未使用の設備を導入すること。
- (2) 太陽光発電設備と蓄電池を一体的に導入すること。
- (3) リース設備（PPA 含む）でないこと。

【太陽光発電設備】

- (1) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること。
- (2) 発電量を計測する機器を備えること。
- (3) 再エネ特措法第 9 条第 4 項に基づく固定価格買取（FIT）制度又は Feed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと。
※FIT 又は FIP 制度の適用を受けない、電気事業者との個別契約（相対契約）による余剰電力の売電は可とします。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く）。

<資源エネルギー庁>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

【蓄電池】

- (1) 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。

<SII>蓄電システム登録済製品一覧：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

- (2) 蓄電容量（SIIに登録されている蓄電容量）1kWhあたりの価格（SIIに登録されている蓄電システムの構成機器及び蓄電池設置に係る工事費（税抜き））が12万5千円以下となるよう努めること。

なお、上記の価格を超えてしまう場合は、以下の2項目のうち、いずれかの提出が必要となります。

- ・同一型式の設備について2者以上の見積
- ・販売事業者により、「上記価格の条件を満たす蓄電池の調達不可」の旨が記載されたもの（任意様式）

<記載例>「弊社が取り扱う、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された蓄電システムにおいて、12.5万円/kWh以下の価格のものはございません。」

④ 補助率、算出方法及び上限額

【太陽光発電設備】

- ・補助率：7万円/kW（定額）
- ・算出方法：太陽光発電設備出力※×補助率
- ※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のうちいずれか小さい値
- ・補助上限：4kW（出力）

【蓄電池】

- ・補助率：補助対象経費（※）の1/3
- ※ 蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）
- ・補助上限：5kWh（蓄電容量）、15万5千円（1kWhあたりの価格）

<算出例>

事例1 蓄電池容量：4kWh／設備費（税抜）：550,000円／工事費（税抜）：70,000円の場合

- ・単価：155,000円（(550,000円+70,000円)÷4kWh）
- ・補助額：206,000円（(550,000円+70,000円)×1/3）

容量・単価が補助上限を超えていないため、補助対象経費×1/3で計算

事例2 蓄電池容量：11kWh／設備費（税抜）：1,100,000円／工事費（税抜）：200,000円の場合

- ・単価：118,181...円（(1,100,000円+200,000円)÷11kWh）
- ・補助額：196,000円（118,181...円×5kWh（上限容量）×1/3）

容量が補助上限を超えているため、上限容量で計算

事例3 蓄電池容量：8kWh／設備費（税抜）：1,200,000円／工事費（税抜）：150,000円の場合

- ・単価：168,750円（(1,200,000円+150,000円)÷8kWh）
- ・補助額：258,000円（155,000円（上限単価）×5kWh（上限容量）×1/3）

容量・単価が補助上限を超えているため、上限容量・上限単価で計算

⑤ 環境価値の取扱い

補助対象者は、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないこと。

⑥ 導入設備の利用実績の報告

補助対象者は、補助対象事業が完了した日が属する月の翌月 1 日から 6 か月の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末※1までに、利用実績報告書（様式第 10 号）により報告※2すること。

※1 （事例）令和 7 年 11 月 23 日に補助対象事業が完了した場合

－ 報告対象期間：令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日

－ 報 告 期 限：令和 8 年 6 月 30 日

※2 毎月の太陽光の発電量及び自家消費割合がわかる写真（メーター等）を添付してください。

⑦ その他

- ・ 交付申請については、補助対象設備により発電した電力を供給する住宅につき一回限りとする。
- ・ 交付決定後に工事に着工※1するものとする。
- ・ 原則として、当該補助対象設備に関する国の補助金※2や助成金等との併用はできません。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数※3期間中は財産処分してはならないものとする。なお、補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、知事の承認を受けること。これに伴い、知事から補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の請求を受けた場合においては、これに応じること。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

※1 交付決定前に契約・発注を行うことは認めます。ただし、令和 7（2025）年 4 月 1 日以降の契約・発注に限ります。

※2 主な国補助金との併用可否

所管省庁	環境省		経済産業省	国土交通省	
補助金名	ストレージパリティ	ZEH 補助金	ZEH+補助金	子育てグリーン	
				(新築)	(リフォーム)
併用可否	×	△注	△注	○	△注

注) 蓄電池に係る国補助金の交付を受けない場合に限り併用可

※3 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号（以下「大蔵省令」という））による。

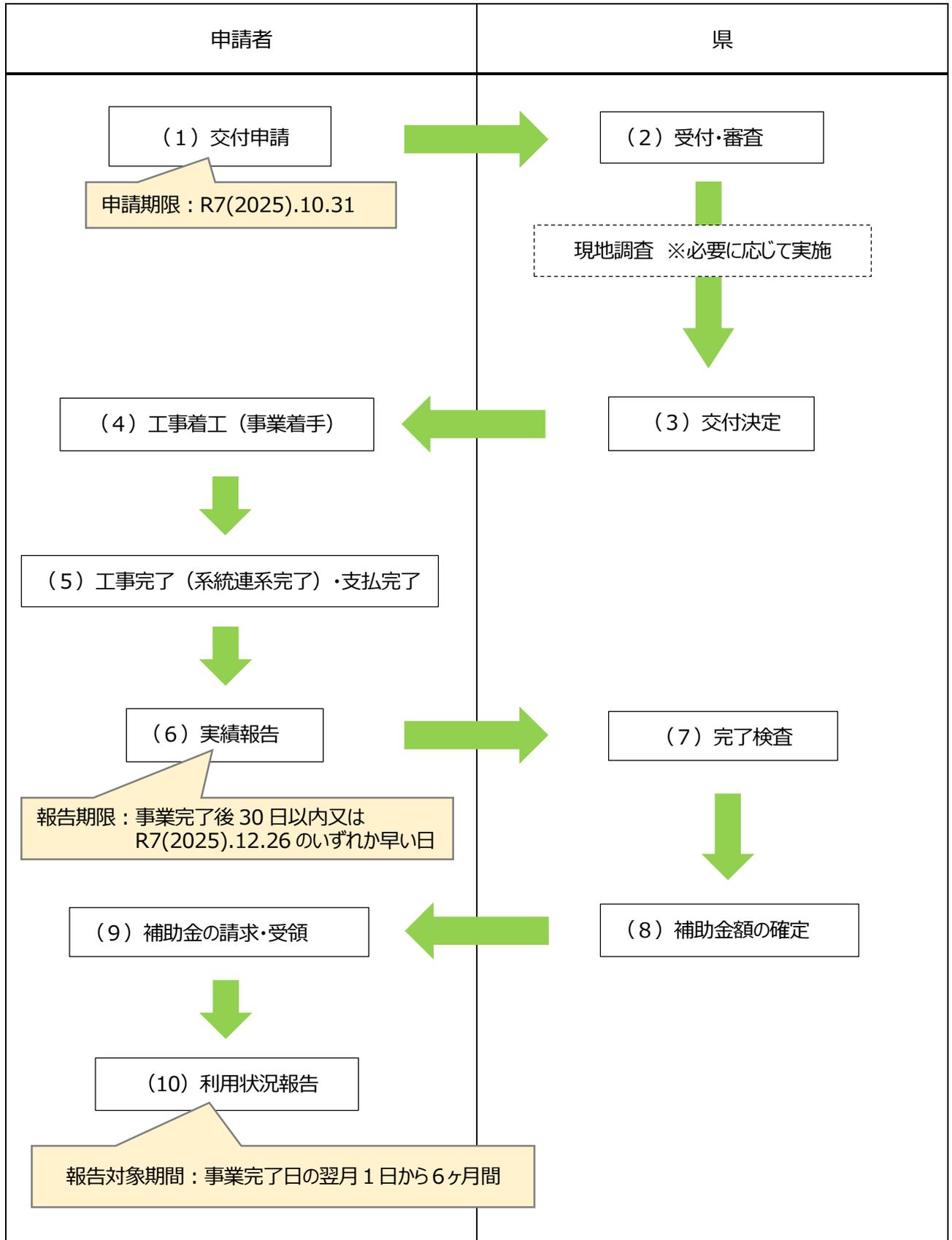
設備名			法定耐用年数
太陽光発電設備			17 年注1
蓄電池	定置用	—	6 年注2

注 1 大蔵省令 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）の「電気業用設備」、「その他の設備（主たる金属製のもの）」に該当する場合

注 2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物付帯設備」、「電気設備（照明設備を含む）」、「蓄電池電源設備」に該当する場合

(3) 手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和7(2025)年5月7日(水)から10月31日(金)まで

(2) 申請書の提出

① 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類	
1	交付申請書提出チェックシート	—
2	交付申請書	様式第1号※1
3	電力消費量等計画書	様式第2号※1
4	誓約書	様式第3号※1
5	補助対象事業の実施に係る同意書※2	様式第4号※1
6	契約書及び契約内訳書の写し※3 (契約前の場合は、見積書及び見積内訳書の写し)	添付資料1
7	設置する土地・建物の全部事項証明書※4※5※6※7	添付資料2
8	住民票(現住所と補助対象設備の設置場所が異なる場合は不要) ※6※8	添付資料3
9	納税証明書(栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方)	—
	①県税事務所で発行されるもの※6※8	添付資料4
	②市町役場で発行されるもの(個人県民税のみで可) ※6※8	添付資料5
10	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等)	添付資料6
11	発電量を計測する装置の仕様がわかるもの(カタログ等)	添付資料7
12	機器設置前の現況写真	添付資料8
13	発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)	添付資料9
14	太陽光発電設備及び蓄電池について、国から補助を受けていないことが確認できる書類(国の補助金を利用しない場合は不要)	添付資料10
15	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 補助対象者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は、同意者の署名もしくは記名押印が必要

※3 契約書(見積書)及び契約書(見積書)内訳について

➤ 設備・工事の内容がわかるものとする。「(〇〇工事一式)等の記載は不可)

➤ 契約前の場合において、見積書は、1者のみでも差し支えない。

➤ 見積書は、申請書提出時点において、有効期限内であるものを提出する。

※4 新築の場合には、建築確認済証及び土地の全部事項証明書

※5 電子申請により取得したものは受付不可

※6 発行日より3か月以内の原本。ただし、県が行うゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金(以下「ZEH補助金」と同時に申請する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

- ※7 住所と登記上の地番が一致しない場合は、同一場所であることを確認できる公的書類（住居表示証明書、仮換地証明書等）が必要
- ※8 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要

- ② 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）とします。
- ③ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
- ④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ⑤ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください。（ホチキス等不可）。
- ⑥ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

【審査期間について】

交付申請及び実績報告の審査期間は、必要書類が全てそろって審査可能になった段階から、**おおむね1か月程度**を見込んでいます。交付決定通知までは事業着手（補助対象設備の設置工事）はできませんので、計画的な提出をお願いいたします。

書類等に不備がある場合には、さらに長期間になる場合があります。

(3) 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

3 事業実施

(1) 補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。

なお、交付決定前に補助対象設備の工事に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

※交付決定前の契約・発注は認めます。ただし、令和7年4月1日以降の契約・発注に限ります。

(2) 補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、次に掲げる事項について変更しようとする際は、事業変更承認申請書（様式第11号）に交付申請書（様式第1号）を添えて知事に提出し、その承認を得る必要があります。なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

<変更前に提出を行うもの>

- ・出力変更を伴う太陽光発電設備の変更
- ・蓄電池の変更（パッケージ型番、蓄電容量、補助対象経費等を変更する場合）

<変更後に提出を行うもの>

- ・交付決定者の氏名又は住所の変更
（申請時の住所から新築した住宅に転居した場合、又は購入した既築住宅に転居した場合は不要）

(3) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第15号）を知事に提出し、承認を得る必要があります。

4 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了（工事が完了（系統連系）し、かつ施工業者等への支払いが完了）したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を「正本1部」提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和 7 (2025) 年 12 月 26 日（金）のいずれか早い日

番号	提出書類	
1	実績報告書提出チェックシート	—
2	実績報告書	様式第 7 号※1
3	交付決定通知書の写し	添付書類 1
4	住民票※2※3（申請時の住所と異なる場合）	添付資料 2
5	契約書及び契約内訳書の写し※4	添付資料 3
6	領収書の写し※5	添付資料 4
7	設備の確定仕様がわかるもの（納品書・保証書・出荷証明書等）	添付資料 5
8	設備の稼働が確認できるもの（計測モニターの写真等）	添付資料 6
9	設備の設置が確認できる写真※6	添付資料 7
10	系統連系開始日が確認できる書類※7	添付資料 8
11	売電先との電力受給契約書※8※9	添付資料 9
12	その他県が必要と認める書類	

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 発行日より 3 か月以内の原本。ただし、県が行う ZEH 補助金と同時に申請する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

※3 住所と登記上の地番が一致しない場合は、同一場所であることを確認できる公的書類（住居表示証明書、仮換地証明書等）が必要

※4 設備・工事の内容がわかるものとする。（「〇〇工事一式」等の記載は不可）

※5 領収書が無い場合は、補助事業に要した費用と同額を振り込んだことが分かる書類等（振込受付書等及び振り込んだ事実が確認できる通帳の写し等）を提出してください。

※6 ① 設置した設備の全景写真

太陽光パネルの設置枚数、パワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数がわかる写真

② 設置した設備の型式が確認できる写真

太陽光パネル、パワーコンディショナー及び蓄電池の型式がわかる写真

※7 東京電力パワーグリッド Web 申込システム上の工程照会を提出してください。

※8 東京電力エナジーパートナー株式会社に売電する場合、電力受給契約申込書（FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）を提出してください。

※9 余剰電力の売電を一切行わず、電力受給契約を締結しない場合には、余剰電力の売電を行わないことを誓約する書面（様式任意）を提出してください。

(2) 完了検査

提出された実績報告書により、書面にて完了検査を実施します。なお、必要と判断した場合には現地調査を実施します。主な確認項目は、以下のとおりです（詳細な方法は別途お知らせします）。

- 導入設備の設置状況
- 導入設備のエネルギー使用量及び発電電力量を計測する機器の設置状況及び計測状況
- 事業費の支払状況

(3) 補助金の額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた申請者は、別途指定する期日までに補助金請求書（様式第9号）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

5 補助対象事業終了後における申請者の責務等

(1) 導入設備の利用状況報告書の提出

申請者は、導入した設備の発電量や自家消費率等を次のとおり報告してください。

- ・報告対象期間 補助事業が完了した日が属する月の翌月1日から6か月
- ・報告期限 報告対象期間が終了した翌月末
- ・報告様式 利用状況報告書（様式第10号）※

※毎月の発電量及び自家消費率がわかる写真（メーター等）を添付してください。

(2) 環境価値の取引の制限

補助対象者は、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないこと。

(3) 取得財産の処分の制限

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けること。なお、その際、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

6 記入例

様式第1号（第3条関係）

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

〇〇〇〇年 〇月 〇日

栃木県知事 様

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名	栃木 太郎		連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇-〇〇					
設備の設置場所	〇〇市〇-〇〇						
住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅（築1年以内かつ未入居のもの） 						
事業期間	着手予定日	2025年 8月 5日		完了予定日	2025年 10月 25日		
太陽光発電設備	太陽光パネル		合計出力	5.0 kW			
	パワーコンディショナー		合計出力	4.0 kW			
	採用出力		(A)	4.0 kW			
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	280,000 円 ※補助上限は280,000円			
	余剰電力の売電有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		売電先	〇〇電力株式会社（非FIT）		
				確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません		
定置用蓄電池	蓄電池情報 (SII登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量		
			〇〇〇〇	〇〇〇〇	8.5 kWh		
	設置セット数		1 セット				
	蓄電容量		(C)	8.50 kWh			
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	1,000,000 円			
		工事費	(E)	275,000 円			
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)	(F)	150,000 円			
補助金の額【{(D)+(E)}×1/3】 〔蓄電容量が5kWhを超える場合は 【(F)×1/3×5】〕		(G)	250,000 円				
補助金交付申請額【(B)+(G)】		530,000 円					
国の補助金等の 利用状況	利用有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		状況	申請予定		
	補助金名	【国交省】子育てグリーン（新築） その他の場合記載					
	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません					
手続代行者	事業者名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店					
	所在地	〇〇〇市〇-〇〇-〇〇					
	責任者名	支店長 〇〇 〇〇					
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス			
〇〇 〇〇		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇@〇〇.jp				

工事完了予定日の
翌月からご記載
ください。

1 月別発電量

	①発電量見込	②自家消費電力量見込	③自家消費率(②/①×100)
11月	328 kWh	186 kWh	—
12月	305 kWh	191 kWh	—
1月	267 kWh	214 kWh	—
2月	273 kWh	220 kWh	—
3月	306 kWh	259 kWh	—
4月	315 kWh	289 kWh	—
合計	1,794 kWh	1,359 kWh	75.75 %

2 導入効果（二酸化炭素排出削減量）見込

	自家消費電力量見込	二酸化炭素排出量
効果	1,359 kWh	0.62 t-CO2

誓約書

申請者は、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱第3条第1項第2号のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

(ふりがな) 氏 名 とちぎ たろう
氏 名 栃木 太郎

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

補助対象事業の実施に係る同意書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱及び個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記申請者による補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

<土地>

- ・所在地（該当地番全て記載）
〇〇市〇-〇〇、×-××

- ・所有者
（住所）〇〇市〇-〇〇〇
（氏名）〇〇 〇〇

<建物>

- ・所在地
〇〇市〇-〇〇

- ・家屋番号
〇-〇〇

- ・所有者
（住所）〇〇市〇-〇〇〇
（氏名）〇〇 〇〇

印

印

署名でない場合に限り、土地又は建物の所有者の押印が必要

実績報告書

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年 〇月 〇日

栃木県知事 様

〇〇〇〇年 〇月 〇日 付け栃木県指令気対第 〇-〇号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

工事完了日（系統連系完了日）と支払完了日を比較し、遅い方の日付を記載

申請者	氏名	栃木 太郎		連絡先	〇
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇-〇〇			
設備の設置場所	〇〇市〇-〇〇				
住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 既築住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 { <input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅（築1年以内かつ未入居のもの）				
事業期間	着手日	2025年 9月 5日		完了日	2025年 10月 25日
太陽光発電設備	太陽光パネル		合計出力	5.0 kW	
	パワーコンディショナー		合計出力	4.0 kW	
	採用出力		(A)	4.0 kW	
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	280,000 円 ※補助上限は280,000円	
	余剰電力の売電有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		売電先	〇〇電力株式会社（非FIT）
			確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません	
定置用蓄電池	蓄電池情報 (SII登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量
			〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	8.5 kWh
	設置セット数		1 セット		
	蓄電容量		(C)	8.50 kWh	
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	1,000,000 円	
		工事費	(E)	275,000 円	
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)	(F)	150,000 円	
補助金の額【{(D)+(E)} × 1/3】 〔蓄電容量が5kWhを超える場合は 【(F) × 1/3 × 5】〕		(G)	250,000 円		
補助金交付申請額【(B) + (G)】			530,000 円		
国の補助金等の 利用状況	利用有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		状況	交付決定済
	補助金名	【国交省】子育てグリーン（新築）			
	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません			
手続代行者	事業者名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			
	所在地	〇〇〇市〇-〇〇-〇〇			
	責任者名	支店長 〇〇 〇〇			
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス	
〇〇 〇〇		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇@〇〇.jp		

補助金請求書

金 530,000 円

県から交付された「交付確定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇月〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で額の確定の通知があった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

請求書の真正性を担保するため、記入してください。

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入して下さい。

・発行責任者

氏 名 〇〇株式会社 〇〇支店

支店長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇-〇〇-〇〇

・担当者

氏 名 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇-〇〇-〇〇



個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金利用状況報告書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった事業について、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第 14 条の規定により、下記の通り利用状況を報告します。

記

1 報告する設置設備の設置場所 (住所)

〇〇市〇-〇〇

2 事業完了日

令和 7 年 10 月 25 日

事業実績書 (様式第 7 号) に記載した「事業完了日」を記載

3 利用状況報告期間

令和 7 年 11 月 1 日 ~ 令和 8 年 4 月 30 日

報告期間は、「事業完了日」の翌月 1 日から 6 か月間

4 利用状況等

(1) 月別発電量等

	①発電量	②自家消費電力量	③自家消費率(②/①×100)
11 月	305 kWh	191 kWh	—
12 月	267 kWh	214 kWh	—
1 月	273 kWh	220 kWh	—
2 月	306 kWh	259 kWh	—
3 月	315 kWh	289 kWh	—
4 月	371 kWh	301 kWh	—
合計	1,837 kWh	1,474 kWh	80.24 %

(2) 導入効果

	自家消費電力量	二酸化炭素排出量
効 果	1,474 kWh	0.67 t-CO2

※ 添付書類

- (1) 年間太陽光発電電力量が確認できる書類
- (2) 年間自家消費電力量が確認できる書類

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

() 補助事業者の住所又は氏名（住所・氏名）

（変更後： ）

() 太陽光発電設備の最大出力又は蓄電池の蓄電容量の変更（太陽光発電設備・蓄電池）

（変更後：4.5kW（変更前：5.5kW））

() 定置用蓄電池の補助対象経費の変更

（変更後： ）

() その他

（ ）

2 計画変更の理由（住所変更の場合は記載不要）

例）施工前の最終調査の結果、屋根の形状等の理由により、太陽光パネルの設置枚数を減少させる必要があることが判明した。太陽光パネルの設置枚数の減少に伴い、出力の低いパワーコンディショナーに見直しを行う必要が生じたため。

注) 変更の内容については、交付申請書(様式第 1 号)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

〇〇〇〇〇〇

対象設備毀損（滅失）届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
太陽光発電設備
- 2 毀損（滅失）の時期
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 毀損（滅失）の原因
〇〇〇〇〇〇〇
- 4 今後の方針（修繕、買換など）
〇〇〇〇〇〇〇

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金対象設備処分承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

太陽光発電設備

2 処分の方法

() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他（具体的に)

3 処分の時期（予定）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 処分の理由

〇〇〇〇〇〇

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

申請に関するお問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

栃木県 環境森林部 気候変動対策課

カーボンニュートラル推進室

TEL 028-623-3262 FAX 028-623-3259